

# 小学校高学年向け水素エネルギー普及啓発教材制作業務 仕様書

## 1 業務の名称

小学校高学年向け水素エネルギー普及啓発教材制作業務

## 2 業務概要

将来の水素社会の担い手を育成することを目的として、県内の小学校高学年（4年生～6年生）を対象に水素エネルギーの普及に向けた啓発動画及びリーフレットデザインを制作する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

## 4 委託料

総額 2,722,940 円（税込）を上限とする。

なお、受託者となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

ア 保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、受託者となる事業者等が過去の契約実績等を記載した誓約書を提出した場合

## 5 業務内容

### (1) 啓発動画本編の制作（5～10分程度）

#### ア 趣旨

小学校高学年が「水素エネルギー」や「兵庫県内の取組」に興味を持つきっかけとなる動画を制作する。その際、委託者と受託者が協議の上、2050年のカーボンニュートラルに向け、なぜ水素が注目されているのか、その理由や将来の展望、水素供給拠点として兵庫県が持つポテンシャルの高さ等を必要に応じて盛り込むこと。

#### イ 動画構成

以下の動画構成は一案であり、提案者はこれに縛られることなく、自由に提案すること。

- (ア) 水素の基礎知識
- (イ) 水素エネルギーの有用性
- (ウ) 兵庫県内の水素エネルギーに関する取組紹介
- (エ) 将来の展望
- (オ) 兵庫県の水素エネルギー先進地としてのポテンシャルの高さ 等

なお、最終的な動画構成は、受託者の提案内容を踏まえつつ、委託者と受託者が協議の上決定する。

#### ウ 有識者による監修

- (ア) 動画制作に当たっては、委託者が別途選定した有識者（2名程度）の監修を受けること。
- (イ) 受託者は、受託者、委託者、監修者の3者による協議の場を3回以上設けることとし、受託者は、協議日程の調整、協議用資料の作成、司会進行、議事録の作成等を行うものとする。
- (ウ) 有識者の旅費及び謝金は委託者が有識者に直接支払うものとし、それ以外の必要な経費は委託料に含まれるものとする。

#### エ 留意事項

- (ア) 小学校高学年が関心を持つことができるよう、アニメーションや子役によるドラマ仕立て等を上手く取り入れること。
- (イ) 学習指導要領などを参考に、小学校高学年でも理解できる表現（内容・用語等）を用いること。
- (ウ) 絵コンテ等を作成し、事前に委託者の承諾を得るなど、委託者と受託者の間で十分な認識のすり合わせを行うこと。

### (2) 啓発動画短編の制作（15～30秒程度）

#### ア 趣旨

前記(1)で制作した動画(以下「本編動画」という。)への視聴に誘導することを目的として、15～30秒程度の短編動画(以下「短編動画」という。)を制作する。

#### イ 留意事項

- (ア) 短編動画の視聴者が本編動画に興味・関心を持てるように、その構成や内容等を工夫すること。
- (イ) YouTube ショート等への掲載を前提とした縦型の動画を制作すること。

### (3) リーフレットデザインの制作

#### ア 趣旨

小学校高学年が「水素エネルギー」や「兵庫県内の取組」に興味を持つきっかけとなるリーフレットデザインを制作する。その際、委託者と受託者が協議の上、2050年のカーボンニュートラルに向け、なぜ水素が注目されているのか、その理由や将来の展望、水

素供給拠点として兵庫県が持つポテンシャルの高さ等を必要に応じて盛り込むこと。

また、タブレットなどの電子端末においてリーフレット（デジタルリーフレット）を閲覧する際に、小学校高学年が興味を持つような仕掛けを行うこと。

#### イ リーフレット構成

以下のリーフレット構成は一案であり、提案者はこれに縛られることなく、自由に提案すること。

- (ア) 水素の基礎知識
- (イ) 水素エネルギーの有用性
- (ウ) 兵庫県内の水素エネルギーに関する取組紹介
- (エ) 将来の展望
- (オ) 兵庫県の水素エネルギー先進地としてのポテンシャルの高さ 等

なお、最終的な構成は、受託者の提案内容を踏まえつつ、委託者と受託者が協議の上決定する。

#### ウ 規格等

- (ア) サイズ : A3（二つ折）、両面

#### エ 有識者による監修

- (ア) 前記(1)ウの監修体制において、有識者の監修を受けること。
- (イ) 受託者、委託者、監修者の3者による協議の場を3回以上設けることとし、受託者は、協議日程の調整、協議用資料の作成、司会進行、議事録の作成等を行うものとする。
- (ウ) 有識者の旅費及び謝金は委託者が有識者に直接支払うものとし、それ以外の必要な経費は委託料に含まれるものとする。
- (エ) リーフレットデザインの制作に係る監修者との協議はそれ単独では行わず、動画の協議とまとめて行うこと。

#### オ 留意事項

- (ア) 受託者は、兵庫県広報広聴課のデザインディレクター等との協議により、制作イメージの共有を図った後、案を委託者に提示すること。
- (イ) 案を提示後の校正についても、上記ディレクター等と密に調整を行うものとし、委託者の指示に基づき校正作業を速やかに行うこと（原稿校正3回以上）。
- (ウ) 小学校高学年が関心を持つことができるよう、キャラクターなどを上手く活用すること。
- (エ) 学習指導要領などを参考に、小学校高学年でも理解できる表現（内容・用語等）を用いること。
- (オ) カラーユニバーサルデザインやメディアユニバーサルデザイン等に配慮した色彩及びフォント等を用いること。
- (カ) 紙面の構成に必要な写真やイラスト等は、受託者において入手すること。

#### (4) 納品物

## ア 本編動画

- (ア) DVD(DVD-VIDEO形式、コピーガードなし)：3セット
- (イ) 動画データ(H.264/MPEG-4AVC形式)納入：1セット(USBメモリ又はDVD)

## イ 短編動画

- (ア) 動画データ(H.264/MPEG-4AVC形式)納入：1セット(USBメモリ又はDVD)

## ウ リーフレットのデザイン

- (ア) Adobe Illustrator※で制作した再編集可能なデータ納入：1セット(USBメモリ又はDVD)

※ CC2020、CS6等の印刷会社にデータを渡して問題なく印刷ができる形式

- (イ) 低解像度(ディスプレイへの表示、印刷しても判別可能なもの)及び高解像度(300dpi以上の高解像度)のPDFファイルデータ：1セット(USBメモリ又はDVD)
- (ウ) タブレット等の端末で閲覧可能なデジタルリーフレット形式((ア)または(イ)の納入でこれに代えることが出来る場合は納入の必要はない。)

## エ 中間生成物

動画・リーフレット制作の過程で生成した全ての生成物のデータ※：1セット(USBメモリ又はDVD)

※ 動画、音声、画像(写真含む)、図表、イラスト、文書(キャッチコピー等を含む)など

## オ 納品物に関する留意事項

- (ア) 制作した動画が委託者のパソコンで問題なく動作するか、納入前に確認すること。
- (イ) 動画は4K解像度以上で撮影し、納品すること。
- (ウ) 本編の動画の縦横比は16:9とすること。短編はYouTubeショート等の規格と合致させること。
- (エ) 動画制作において、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影時には質の高い音声を記録できるよう準備すること。
- (オ) データは、1つのUSBメモリ又はDVDにまとめて格納し、納入することができる。

## 6 業務遂行上の留意事項

### (1) 契約の締結

ア 本プロポーザルで受託者が提出した応募図書は、契約の一部として受託者を拘束する。ただし、委託者が応募図書の記載内容を契約の一部としないことを指示した場合はこの限りでない。

イ 受託者は、委託者と提案業務の実施方法や内容等について協議し、調整を行う。この協議・調整において、委託者と受託者双方で確認の上、提案業務の内容等を修正し、又は変更することがある。

ウ 受託者は、前号の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を委託者に提出する。なお、作成に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。

### (2) 業務の履行・進捗管理

業務の履行に当たっては、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整や協議を実施し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。

### (3) 納品物の利用（二次利用）

本業務の納品物の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の納入物を期間の制限無く無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用できるとともに、編集・改変を行うことができるものとする。ただし、期間の制限無く無償で納品物を利用することが不可能な場合は、委託者の承認を得た場合に限り、納入してから最低5年間無償で利用できることで足りるものとする。

### (4) 業務完了後の瑕疵

委託者が、受託者の責めに帰すべき理由による納入物の不良箇所を発見した場合、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

### (5) 納品データの安全管理

撮影データ及び編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

### (6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (7) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。

また、本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。

### (8) 著作権・肖像権等

ア 受託者は、納入物が他者の所有権、著作権、肖像権を侵害しないようにすること。

イ 納入品（中間生成物等も含む。）についての所有権及び著作権法（以下「法」という。）

上の一切の権利（法第27条及び28条を含む。）は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者から依頼を受けて中間生成物を作成した者は、本業務に係る事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。ただし、無期限に行使しないことが不可能な場合、委託者の承認を得た場合に限り、受託者は最低5年間行使しないことを担保することで足りる。

ウ 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に

示す委託料に含まれるものとする。

#### (9) 許認可手続き

ア 動画制作に当たり必要となる調整や撮影許認可等の各種手続きは受託者が行うこと。

イ BGMやアニメーション、写真等のコンテンツの使用に関し、著作権等の許諾が必要なものは受託者において手続きを行うこと。

#### (10) 経費負担

ア 業務の遂行に当たり必要となる一切の経費（構成台本の作成、映像の企画・構成、音響制作、ナレーション、テロップ、アニメーション・イラストの制作、動画及び写真撮影、編集、肖像権・著作権の使用料の支払、映像の制作及び当該映像が収められた DVD の制作、成果物の納品など）は全て委託料に含む。

イ 業務の実施に必要なソフトウェア等について、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。

#### (11) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

#### (12) その他

ア 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載の無い事項、または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県企画部総合政策課と協議の上、誠意をもって処理すること。

イ 仕様書に記載の無い事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないこと及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底すること。

ウ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

エ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

オ 受託者は委託料の範囲内で独自の提案等があれば、積極的に行うこと。